

## 平成25年可児市規則第49号

### 可児市子どものいじめの防止に関する条例施行規則

可児市子どものいじめの防止に関する条例施行規則（平成24年可児市規則第46号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、可児市子どものいじめの防止に関する条例（平成24年可児市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（協議会の業務）

第2条 条例第8条第1項に規定する可児市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）は、いじめの防止、早期発見、対処及び当事者のケア（以下「いじめの防止等」という。）に係る情報交換及び連携のための協議を行う。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表に掲げる構成機関等（以下「構成機関等」という。）で構成する。

（協議会の会議）

第4条 協議会に、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議を置く。

（代表者会議）

第5条 代表者会議は、構成機関等の代表者で構成し、いじめの防止等の取り組みが円滑に機能するよう環境整備を行うため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) いじめの防止等の取り組み及び連携に関すること。
- (2) 協議会の年間活動方針の策定に関すること。
- (3) 実務者会議からの活動状況報告の評価に関すること。

2 代表者会議に、会長及び副会長を置く。

3 会長は、市民部長をもって充て、代表者会議を総理する。

4 副会長は、会長がこれを指名し、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 代表者会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長になる。

（実務者会議）

第6条 実務者会議は、構成機関等の実務者で構成し、いじめの防止等を効果的に実施するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) いじめの防止等に係る対策を推進するための啓発活動
- (2) 解決が困難ないじめの事案に係る対応方法の検討及び専門的研修
- (3) いじめの事案の実態把握及び支援を行っている事案の総合的な把握
- (4) その他代表者会議への報告

2 実務者会議に座長及び副座長を置く。

3 座長は、市民部人づくり課長をもって充て、実務者会議を必要に応じて招集し、座長がこれを主宰する。

4 副座長は、座長がこれを指名し、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(個別ケース検討会議)

第7条 個別ケース検討会議は、構成機関等の実務者のうち個別のいじめの事案に係る担当者で構成し、当該事案について具体的な支援の内容、対策等を検討するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 状況の把握及び問題点の確認
- (2) 支援方針の確立、役割分担の決定及び事案に係る認識の共有
- (3) 支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の共有
- (4) その他実務者会議への報告

2 個別ケース検討会議は、個別のいじめの事案ごとに係る構成機関等のうち主たる機関が招集し、随時開催する。

(委員会の委員長及び副委員長)

第8条 条例第12条に規定する可児市いじめ防止専門委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選とし、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第9条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に行われる会議は、市長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見又は説明を聴くことができる。

(委員の兼職の禁止)

第10条 委員は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長若しくは議会の議員又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

- 2 委員は、市と請負関係にある企業その他これに準ずる団体の役員と兼ねることができない。

(通報等の記録)

第11条 市は、いじめの通報又は相談を受けたときは、いじめ相談票（別記様式第1号）を作成し、その経過を記録するものとする。

(身分証明書の提示)

第12条 条例第13条の規定に基づき調査、調整等を行おうとする者は、その身分を示す証明書（別記様式第2号）を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

(是正要請の方法等)

第13条 条例第15条第1項に規定する是正要請は、書面により行う。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

- 2 条例第15条第2項の規定による報告は別記様式第3号により、同条第3項の規定による報告は別記様式第4号により行う。

(活動状況等の報告内容)

第14条 条例第18条第1項に規定する活動状況等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 委員会が対応した通報及び相談の概要
- (2) 委員会が条例第13条の規定に基づき行った調査、調整等の概要  
(庶務)

第15条 委員会の庶務は、人づくり課において処理する。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成25年12月24日 公布

別表（第3条関係）

分野	構成機関等
人権擁護	岐阜地方法務局美濃加茂支局 美濃加茂人権擁護委員協議会可児部会 可児市いじめ防止専門委員会 可児市市民部人づくり課
教育	可児市教育委員会事務局学校教育課 可児市立の小学校及び中学校 可茂教育事務所 帝京大学可児高等学校中学校 可児市幼稚園教育協議会
福祉	岐阜県中濃子ども相談センター 可児市民生児童委員連絡協議会 可児市保育協会 可児市健康福祉部こども課
警察	岐阜県可児警察署
その他	市長が必要と認める関係機関等

## いじめ相談票

No.

相談日	年 月 日（ 曜日）
相談方法	<input type="checkbox"/> 面接（ ） <input type="checkbox"/> 電話（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
相談時間	午前 時 分から午前 時 分まで 午後 午後
相談場所	<input type="checkbox"/> 事務局相談室 <input type="checkbox"/> 学校（ ） <input type="checkbox"/> 相談者自宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）
担当者	氏名
相談者	住所 氏名 性別（男・女・不明） 電話番号 年齢 歳
児童生徒との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 先生（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
児童生徒名 （被害側・加害側）	学校名 学 年 年 組 住 所 氏 名 性別（男・女・不明） 電話番号 年齢 歳
相手方	学校名 学 年 年 組 住所 氏名 性別（男・女・不明） 電話番号 年齢 歳

## ※職員使用欄

結果：助言 切替 通報 紹介 その他 開始年月日・番号： 年 月 日第 号
市対応
学校対応
委員対応

①いつ (日 時)		②誰が (相手方)	
③どこで (場 所)		④なぜ (原因・動機)	
⑤だれと (複数の場合) ⑥誰に対し (相談者等) ⑦どんな方法で (方法) ⑧何をしたか (行為とその結果)  又は  その他 相談内容			
回答内容			
備考			
誰かに相談した か	<input type="checkbox"/> 先生 (                      ) <input type="checkbox"/> 家族 (                      ) <input type="checkbox"/> その他 (                      ) <input type="checkbox"/> 相談していない。		
※学校に言えない等の事情がある場合は、相談内容について学校で調査、確認等を行うことを了承してもらうよう説明をする。		説 明	要 ・ 不要
		了 承	した ・ しない

様式第 2 号 (第12条関係)

可児市子どものいじめの防止等における調査証			
写真	氏 名		
	生年月日	年	月 日
上記の者は、可児市子どものいじめの防止に関する条例第13条の規定に基づき調査、調整等を行う権限を有する者であることを証明します。			
本証の有効期限は、 年 月 日までとします。			
年 月 日			
可児市長			印

(裏面)

この証票を携帯する者は、可児市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、調査、調整等をする権限を有する者であり、その関係条文は次のとおりです。

条例第13条 委員会は、いじめに関する市長の諮問に応ずるほか、通報又は相談のあったいじめについて、その解決を図るために必要な調査、審査、審議又は関係者との調整を行います。

2 市長は、法第28条第1項の規定による調査に並行して行う調査及び法第30条第2項の規定による調査を、委員会に行わせることができます。

3 市長は、いじめの解決を図るために必要があると認めるときは、関係者に対する助言又は支援を委員会に行わせることができます。

4 委員会は、前2項に規定する事項を行うために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができます。

可児市子どものいじめの防止に関する条例施行規則第12条 条例第13条の規定に基づき調査、調整等を行おうとする者は、その身分を示す証明書（別記様式第2号）を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

可 児 市 長 様

（報告者）

名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

いじめの防止及び解決に係る是正措置についての報告

年 月 日付け 第 号で是正要請のあった事項に係る措置について、可児市子どもいじめの防止に関する条例第15条第2項の規定により、次のとおり報告します。

報告を求められていたこと	
添 付 資 料	な し ・ あ り（別添 枚）
是正などの措置の内容 （措置を講じられない理由）	
備 考	



様式第4号（第13条関係）

第 号  
年 月 日

可児市いじめ防止専門委員会  
委員長様

可児市長



いじめの防止及び解決に係る是正要請に対する経過の確認の結果について（報告）

年 月 日付け 第 号で\_\_\_\_\_に対し是正要請したことについて、経過を確認したので、可児市子どものいじめの防止に関する条例第15条第3項の規定により、次のとおり報告します。

是正要請の内容	
添付資料	なし ・ あり（別添 枚）
是正などの措置の内容 （措置を講じられない理由）	
備考	